

「LGBT法案」の早期成立を求める意見書（案）

性的少数者への理解増進を図る「LGBT法案」は、与野党の合意案が出来ていたにも関わらず、自民党内の判断により今国会への提出が断念されました。

本法案は、野党が国会提出した「LGBT差別解消法案」と、自民党提案の「理解増進法案」を一体化し、超党派でLGBT議連総会を開いて差別禁止規定などを盛り込むようななどの修正を重ねたものでした。現在、世界80カ国が性的少数者に関する差別を禁止する法律を整備しているとされ、日本でも法律制定は急務となっています。

今国会での成立を求める署名は10万6250人分にも及びます。署名を集めた3団体の一つ、ヒューマン・ライツ・ウォッチ日本代表の土井香苗さんは今年3月、日本のLGBTに関する法整備の状況がOECD（経済協力開発機構）35カ国中34位であることを指摘し、「国際社会の目には、五輪憲章に基づくオリンピック・パラリンピックを開催する準備ができていないと映っている。LGBT平等法を成立させるのが開催国としての責任」と一刻も早い成立を求めています。本議会において、同法案を一刻も早く国会提出し制定することを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。

令和3年 月 日

茨城県議会議長 常 井 洋 治

(提出先)
内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長